

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

条 例	ページ
付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例【総務企画局総務部総務課】	6 4 0
北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務企画局人事部人事課】	6 4 3
北九州市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例【総務企画局人事部人事課】	6 4 4
北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	6 5 2
北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例を廃止する条例【財政局財務部財政課】	6 5 3
北九州市印鑑条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局市民部 区政課】	6 5 4
北九州市特定非営利活動促進法施行条例【市民文化スポーツ局市民部 地域振興課】	6 5 6
北九州市市民センター条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ 局市民部市民センター室】	6 6 0
北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例【保健福祉局総務部総務課】	6 6 1
北九州市介護保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域支援部 介護保険課】	6 7 4
北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健医 療部保険年金課】	6 8 0
北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例【環境局環境監視部 環境保全課】	6 8 1
工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく地域準則を定める条例の 一部を改正する条例【産業経済局産業誘致部誘致課】	6 8 2
北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例【産業経済局観光部観光・コンベンション課】	6 8 3
北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 【教育委員会中央図書館庶務課】	6 8 4

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】	685
----------------------------------	-----

規 則

北九州市立市民会館運営審議会規則を廃止する規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課】	686
北九州市入札等監視委員会規則【契約室管理課】	687
北九州市行財政改革調査会規則【総務企画局都市経営戦略室】	690
北九州市社会福祉法人等審査会規則【保健福祉局総務部監査指導課】	692
北九州市予防接種健康被害調査委員会規則【保健福祉局保健医療部保健衛生課】	694
北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則【保健福祉局総合保健福祉センター管理課】	696
北九州市小児慢性特定疾患対策協議会規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	698
北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会規則【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	700
北九州市新成長戦略会議規則【産業経済局総務政策部産業政策課】	702
北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例施行規則を廃止する規則【財政局財務部財政課】	704
北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健医療部保険年金課】	705
北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局観光部観光・コンベンション課】	706
北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】	707
北九州市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局予防部指導課】	713
北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則【消防局予防部指導課】	715
北九州市老人保護措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域支援部高齢者支援課】	716

告 示

北九州市特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱を廃止する告示【契約室管理課】	718
北九州市政府調達苦情検討委員会設置要綱を廃止する告示【契約室管理課】	719

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示【 子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	7 2 0
北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地 域産業振興部中小企業振興課】	7 2 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

市長の付属機関を次のとおり新設し、及び廃止することにしました。

(新設)

付属機関の名称	担任する事項
北九州市入札等監視委員会	北九州市が行う公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について審議し、意見の具申又は勧告を行うこと並びに北九州市が行う入札及び契約に係る苦情について調査審議すること。
北九州市行財政改革調査会	市長の諮問に応じ、北九州市の行財政改革の推進に係る基本的事項を調査審議すること。
北九州市社会福祉法人等審査会	市長の諮問に応じ、社会福祉法人の設立の認可及び社会福祉施設等の整備に対する補助等の対象の選定について審査すること。
北九州市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条第1項の給付の請求に係る事実その他予防接種による健康被害に係る事項について医学的な見地から調査審議すること。
北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会	市長の諮問に応じ、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第23条第1項に規定する公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査すること。
北九州市小児慢性特定疾患対策協議会	市長の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5に規定する医療の給付の対象者の認定その他同条に規定する事業の実施に関し必要な事項を調査審議すること。
北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会	市長の諮問に応じ、児童福祉施設等の経営者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項に規定する措置を講ずることを援助するため、当該児童福祉施設等

	が提供する福祉サービスの質を評価すること及び当該評価の実施に関し必要な事項を調査審議すること。
北九州市新成長戦略会議	市長の諮問に応じ、北九州市の産業雇用戦略のビジョンの策定について調査審議すること。

(廃止)

付属機関の名称	担任する事項
北九州市立市民会館運営審議会	市長の諮問に応じ、市民会館の運営について審議すること。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

危機管理室を新設することにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例

水道局を廃止し、上下水道局を新設することにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

1 外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付に係る手数料を廃止することにしました。

2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料等を追加することにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。ただし、1については、同年7月9日から施行することにしました。

◇北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例を廃止する条例

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金条例を廃止することにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

外国人登録法の廃止に伴い、印鑑の登録資格等を改めることにしました。
この条例は、平成24年7月9日から施行することにしました。

◇北九州市特定非営利活動促進法施行条例

特定非営利活動促進法の施行に関し必要な事項を定めるため、北九州市特定非営利活動促進法施行条例を定めることにしました。

主な内容は、特定非営利活動法人の設立の認証の申請の手続、認定特定非営利活動法人の認定の申請の手続等です。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

市民サブセンターを次のとおり新設することにしました。

名 称	位 置
北九州市立小倉中央市民センター ター藍島市民サブセンター	北九州市小倉北区大字藍島

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 早鞆保育所を廃止することにしました。
- 2 児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係る施設の種類について、知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を障害児入所施設に、知的障害児通園施設及び総合通園施設を児童発達支援センターに改めることにしました。
- 3 障害児に係る施設について、障害児入所支援、障害児通所支援、療養介護及び生活介護を受けた場合の利用料金の上限額を定めることにしました。
- 4 ひかり工芸舎について、施設の種類を障害者生活支援施設に改めることにしました。
- 5 きく通勤寮及びとばた通勤寮について、施設の種類を宿泊型自立訓練施設に改めるとともに、自立訓練を受けた場合の利用料金の上限額を定めることにしました。
- 6 障害者地域活動センターについて、施設入所支援を受けた場合の利用料金の上限額を定めることにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

1 平成24年度から平成26年度までの介護保険料率を次のとおり定めることにしました。

- | | | |
|------|--------------------|----------|
| (1) | 介護保険料の所得段階が第1段階の者 | 31,620円 |
| (2) | 介護保険料の所得段階が第2段階の者 | 37,940円 |
| (3) | 介護保険料の所得段階が第3段階の者 | 47,430円 |
| (4) | 介護保険料の所得段階が第4段階の者 | 63,240円 |
| (5) | 介護保険料の所得段階が第5段階の者 | 72,720円 |
| (6) | 介護保険料の所得段階が第6段階の者 | 79,050円 |
| (7) | 介護保険料の所得段階が第7段階の者 | 94,860円 |
| (8) | 介護保険料の所得段階が第8段階の者 | 110,670円 |
| (9) | 介護保険料の所得段階が第9段階の者 | 126,480円 |
| (10) | 介護保険料の所得段階が第10段階の者 | 132,800円 |

2 介護保険料の所得段階が第3段階の者のうち、特定の要件に該当する者の保険料率を軽減し、44,260円とすることにしました。

3 介護保険料の所得段階が第4段階の者のうち、特定の要件に該当する者の保険料率を軽減し、56,910円とすることにしました。

4 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス事業者等の指定の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 基礎賦課限度額を、51万円に改めることにしました。

2 後期高齢者支援金等賦課限度額を、14万円に改めることにしました。

3 介護納付金賦課限度額を、12万円に改めることにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例

環境影響評価法の一部改正に伴い、同法の規定に基づく市長の意見の提出に係る規定を改めることにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例の一部を改正する条例

工場立地法の一部改正に伴い、題名を工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例に改めることにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舍めかり山荘を廃止することにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例の一部改正に伴い、総務財政委員会の所管に危機管理室の所管に属する事項を加え、教育水道委員会の所管のうち、水道局の所管に属する事項を上下水道局の所管に属する事項に改めることにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市立市民会館運営審議会規則を廃止する規則

北九州市立市民会館運営審議会規則を廃止することにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市入札等監視委員会規則

北九州市入札等監視委員会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市行財政改革調査会規則

北九州市行財政改革調査会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉法人等審査会規則

北九州市社会福祉法人等審査会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市予防接種健康被害調査委員会規則

北九州市予防接種健康被害調査委員会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則

北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市小児慢性特定疾患対策協議会規則

北九州市小児慢性特定疾患対策協議会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会規則

北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市新成長戦略会議規則

北九州市新成長戦略会議の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例施行規則を廃止する規則

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の廃止に伴い、北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例施行規則を廃止することにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

被保険者の保険料の負担の軽減を図るため、保険料の減免の基準を次のとおり改めることにしました。

- 1 所得が減少した者について、100分の80の割合を減免する場合の当該年中の所得の見積額を「60万円以下」から「100万円以下」に、100分の60の割合を減免する場合の当該年中の所得の見積額を「60万円を超え150万円以下」から「100万円を超え200万円以下」に、100分の40の割合を減免する場合の当該年中の所得の見積額を「150万円を超え250万円以下」から「200万円を超え300万円以下」に改めることにしました。
- 2 18歳未満の被保険者（納付義務者及びその配偶者を除く。）を2人以上有する世帯の者について、減免する場合の世帯主及びその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合算額を「250万円以下」から「300万円以下」に改めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

国民宿舎の廃止に伴い、同施設の供用時間及び休業日に係る規定を削除することにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則

特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。

主な内容は、特定非営利活動法人の設立認証申請書及び添付書類、認定特定非営利活動法人の認定申請書等です。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

- 1 措置命令等を発した場合における公示の方法に、インターネットを利用して閲覧に供する方法を加えることにしました。
- 2 防火対象物点検及び防災管理点検の特例認定の申請書に添付する書類に係る事項を定めることにしました。
- 3 防火管理者の講習の受講者に係る年限を改めることにしました。

この規則は、1及び2については平成24年3月29日から、3については同年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

措置命令等を発した場合における公示の方法に市のホームページへの掲載を加えることにしました。

この規則は、平成24年3月29日から施行することにしました。

◇北九州市老人保護措置費用徴収規則の一部を改正する規則

介護保険法の一部改正に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスに係る費用の徴収額を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第6号

付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の市長の項中

「

北九州市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の市街地における住居表示制度の実施について調査審議すること。
-------------	---

を

「

北九州市入札等監視委員会	北九州市が行う公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について審議し、意見の具申又は勧告を行うこと並びに北九州市が行う入札及び契約に係る苦情について調査審議すること。
北九州市行財政改革調査会	市長の諮問に応じ、北九州市の行財政改革の推進に係る基本的事項を調査審議すること。
北九州市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の市街地における住居表示制度の実施について調査審議すること。

に、

「

北九州市人権施策審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の人権施策の推進に係る基本的事項を調査審議すること。
北九州市医療扶助審議会	市長の諮問に応じ、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助の適正な実施を図るため、

	要保護者の入退院その他医療の要否及び給付について審議すること。	を
北九州市中央卸売市場開設運営協議会	市長の諮問に応じ、北九州市中央卸売市場の開設及び業務の運営に関し必要な事項を調査審議すること。	
北九州市立市民会館運営審議会	市長の諮問に応じ、市民会館の運営について審議すること。	

北九州市社会福祉法人等審査会	市長の諮問に応じ、社会福祉法人の設立の認可及び社会福祉施設等の整備に対する補助等の対象の選定について審査すること。	
北九州市医療扶助審議会	市長の諮問に応じ、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助の適正な実施を図るため、要保護者の入退院その他医療の要否及び給付について審議すること。	
北九州市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条第1項の給付の請求に係る事実その他予防接種による健康被害に係る事項について医学的な見地から調査審議すること。	
北九州市人権施策審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の人権施策の推進に係る基本的事項を調査審議すること。	
北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会	市長の諮問に応じ、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第23条第1項に規定する公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査すること。	に

北九州市小児慢性特定疾患対策協議会	市長の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5に規定する医療の給付の対象者の認定その他同条に規定する事業の実施に関し必要な事項を調査審議すること。
北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会	市長の諮問に応じ、児童福祉施設等の経営者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項に規定する措置を講ずることを援助するため、当該児童福祉施設等が提供する福祉サービスの質を評価すること及び当該評価の実施に関し必要な事項を調査審議すること。
北九州市新成長戦略会議	市長の諮問に応じ、北九州市の産業雇用戦略のビジョンの策定について調査審議すること。
北九州市中央卸売市場開設運営協議会	市長の諮問に応じ、北九州市中央卸売市場の開設及び業務の運営に関し必要な事項を調査審議すること。

改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第7号

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和40年北九州市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条秘書室の項の前に次のように加える。

危機管理室

（1） 危機管理に関する事項

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第8号

北九州市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例

(北九州市事務分掌条例の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌条例(昭和40年北九州市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条建設局の項第2号を削る。

(北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第56号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条を次のように改める。

(水道事業等の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を供給するため、水道事業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に掲げる事業をいう。第3条第2項第1号を除き、以下同じ。)を設置する。

2 工業用水を供給するため、工業用水道事業を設置する。

3 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「水道事業及び工業用水道事業」を「水道事業等」に改め、同条第2項中「北九州市水道局長」を「北九州市上下水道局長」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「及び工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び下水道事業」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

4 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域 本市区域内

(2) 排水人口 122万人

(3) 1日最大処理能力 98万7,000立方メートル

第1条の次に次の1条を加える。

(下水道事業に対する法の規定の適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

付則第2項を次のように改める。

(平成25年度以前の事業年度における資本剰余金の処分)

- 2 平成25年度以前の事業年度については、資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した固定資産(地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下この項において「旧令」という。)第8条第4項(旧令第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により減価償却を行うもののうち減価償却を行わなかった部分に相当するものに限る。)が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

別表中「別表(第2条関係)」を「別表(第3条関係)」に改める。

(北九州市職員定数条例の一部改正)

第3条 北九州市職員定数条例(昭和38年北九州市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「5,850人」を「5,700人」に改め、同項第10号中「水道局」を「上下水道局」に、「435人」を「585人」に改める。

(北九州市下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第4条 北九州市下水道事業の設置等に関する条例(昭和60年北九州市条例第16号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例を施行するために必要な企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。次項において同じ。)の制定その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、この条例の施行後の上下水道局長が行うべきも

のは、水道局長が行う。

- 3 この条例の施行前に法令、条例、規則その他の規程（以下この項、次項及び付則第5項において「法令等」という。）の規定により市長が行った処分、通知その他の行為（当該行為に係る権限がこの条例の施行後も市長の権限とされるものを除く。）及び水道局長が行った処分、通知、企業管理規程の制定その他の行為は、この条例の施行後の法令等の相当規定により上下水道局長が行った処分、通知、企業管理規程の制定その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前に法令等の規定により市長に対してされている申請その他の行為（当該行為に係る権限がこの条例の施行後も市長の権限とされるものを除く。）及び水道局長に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行後の法令等の相当規定により上下水道局長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前に法令等の規定により市長に対して提出その他の手続（当該手続に係る権限がこの条例の施行後も市長の権限とされるものを除く。）をしなければならないこととされている事項及び水道局長に対して提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、この条例の施行の日前にその手続がされていないものについては、この条例の施行後は、これらを、この条例の施行後の法令等の相当規定により上下水道局長に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。
- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
（北九州市行政手続条例の一部改正）
- 7 北九州市行政手続条例（平成8年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第6号中「水道局」を「上下水道局」に改める。
（北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
- 8 北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号ア中「水道局」を「上下水道局」に改める。
（北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 9 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。
別表の7の項中「18の項」を「17の項」に改め、同表の10の下水処

理業務手当の項を削り、同表の11の項中「管きよ等」を「管渠^{きよ}等」に改め、同表の12の項を削り、同表の13の項中「下水道管きよ等」を「下水道管渠等」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の14の項中「下水道管きよ建設工事等」を「下水道管渠建設工事等」に、「下水道管きよ内検査手当」を「下水道管渠内検査手当」に、「下水道管きよ内に」を「下水道管渠内に」に、「下水道管きよの」を「下水道管渠の」に、「下水道管きよ内の」を「下水道管渠内の」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の15の項を同表の14の項とし、同表の16の項中「18の項」を「17の項」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の17の項から20の項までを1項ずつ繰り上げる。

(北九州市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

10 北九州市漁業集落排水処理施設条例(平成12年北九州市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「排水きよ」を「排水渠^{きよ}」に改め、同条第4号中「市長」を「下水道事業管理者」に改める。

第5条第3項中「並びに北九州市下水道条例施行規則(昭和46年北九州市規則第68号)第1条に規定する排水設備を公共ます等に固着する技術上の基準及び同規則第2条に規定する排水設備の構造の」を「及び下水道条例第2条第2号に規定する排水設備について下水道事業管理者が定める」に改める。

第15条に後段として次のように加える。

この場合において、下水道条例第14条ただし書、第16条第1項第2号及び第3号後段、同条第3項、第16条の2第2項本文、第18条第1項、第19条並びに第27条中「管理者」とあるのは「市長」と、下水道条例第15条第1項、第16条第1項第3号及び第16条の2第1項中「管理者の」とあり、並びに下水道条例第15条第2項、第16条の2第1項及び第2項ただし書並びに第17条第1項中「管理者が」とあるのは「規則で」と、下水道条例第16条第1項第3号及び第16条の2第1項中「管理者に」とあるのは「市長に」と読み替えるものとする。

第17条中「において、」の次に「負担金条例第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項、第9条、第10条並びに第11条中「管理者」とあるのは「市長」と、負担金条例」を加え、「第9条」を「負担金条例第9条」に、「第10条」を「負担金条例第10条」に改める。

第20条中「第25条第1項」を「下水道条例第25条第1項中「管理者の定めるところにより管理者」とあるのは「規則で定めるところにより市長」と、同項ただし書」に、「および」を「及び」に改め、「第18条第1項」との次に「、下水道条例第25条第2項、第26条第1項ただし書及び第2項並びに第27条中「管理者」とあるのは「市長」と」を加える。

第26条第7号及び第8号中「において」の次に「読み替えて」を加える。

(北九州市下水道条例の一部改正)

1 1 北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「行なおう」を「行おう」に、「次の各号の」を「次に」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「、公共ます等」を「公共ます等」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「規則の」を「管理者が」に改め、同条第4号中「および」を「及び」に、「市長」を「管理者」に、「次の」を「、次の」に、「排水渠」を「排水渠^{きよ}」に改める。

第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「および」を「及び」に、「行なおう」を「行おう」に、「規則」及び「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「行なった」を「行った」に、「規則」及び「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「行なった」を「行った」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条第1項中「市長」を「管理者」に、「以下この条」を「次項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「規則で」を「管理者が」に改める。

第9条第2項、第9条の2ただし書、第9条の3第1項ただし書及び第2項並びに第9条の4中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「規則」及び「市長」を「管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に改め、同項第2号中「閉そくさせる」を「閉塞させる」に改める。

第14条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「規則で」を「管理者の」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「ともない」を「伴い」に、「規則」を「管理者」に、「および」を「及び」に、「市長に」を「管理者に」に、「市長は」を「管理者は、」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第16条の2第1項中「規則で」を「管理者が」に、「規則の」を「管理者の」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「規則で」を「管理者が」に改める。

第17条第1項中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第2項中「もれにかかわる」を「漏れに係る」に、「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第18条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第19条中「市長」を「管理者」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「および」を「及び」に、「規則」を「管理者」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「管理者」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「および」を「及び」に改める。

第22条の見出し中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第1項中「排水管きょ」を「排水管渠」に、「掘さく」を「掘削」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第23条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「行なおう」を「行おう」に、「規則」及び「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「ただちに市長」を「直ちに管理者」に改める。

第24条第1項中「掘さくまたは」を「掘削又は」に、「市長の」を「管理者が」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第25条第1項中「規則」及び「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、「前項」の次に「の規定」を加える。

第26条第1項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項ただし書及び同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第27条中「市長」を「管理者」に改める。

第28条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「行なった」を「行った」に、「規則」を「管理者」に、「または」を「又は」に改める。

第29条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「および」を「及び」に、「規則」及び「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第29条の2中「別に規則で」を「第5章を除き、管理者が」に改める。

(北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 1 2 北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和50年北九州市条例第49号)の一部を次のように改正する。

本則及び付則第4項中「なつて」を「なつて」に、「あつた」を「あつた」に、「なつた」を「なつた」に、「至つて」を「至つて」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第2条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第3条中「市長は、この条例の施行後、遅滞なく」を「管理者は」に、「公告」を「定めたときは、遅滞なく公告」に、「同様」を「、同様」に改める。

第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条第2項各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「合意のうえ」を「合意の上」に、「市長」を「管理者」に改める。

第10条及び第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「市長が別に」を「管理者が」に改める。

(北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 1 3 北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

(北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正)

- 1 4 北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例(平成21年北九州市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第56号）第2条第2項第2号」を「北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第56号）第3条第2項第2号」に改める。

第2条中「北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第2条第2項第2号ア」を「北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第3条第2項第2号ア」に改める。